

# 刈払機取扱作業者安全衛生教育（再教育）のご案内

(インボイス発行事業者)

林材業労災防止協会・北海道支部旭川分会

事業主は刈払機取扱作業者に対して、おおむね5年ごとに安全衛生教育(再教育)を行うように努めなければならないと定められています。

本教育は、林業、土木工事、公園整備、造園、ゴルフ場、農業などで、刈払機を使用されている方を対象とした安全衛生水準の向上を図る講習です。

つきましては、教育規程に基づき、標記再教育を開催いたしますので、この機会に受講下さいますようご案内申し上げます。

都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

- 1 対象者 **刈払機安全衛生教育修了者**
- 2 日時 **令和6年12月20日(金)** 9:00~15:10(休憩時間含)
- 3 会場 **ときわ市民ホール 4F 多目的ホール(旭川市5条通4丁目)**
- 4 受講料 **会員 9,000円 会員外 11,000円**  
(テキスト代2,750円、消費税10%を含みます)  
申込書の「受講料支払方法」欄に 印をつけて下さい。  
(振込に をした場合は、請求書を発行いたします)
- 5 申込方法 **10/22~12/6の期間内に、申込書を旭川分会に提出して下さい。**  
**先着順に受付し、定員30名に達し次第締め切りますので、**  
**事前に受付状況をご確認下さい。**
- 6 添付するもの **刈払機安全衛生教育修了証(表・裏)のコピー**  
**運転免許証(表・裏)のコピー**
- 7 カリキュラム

科目	時間
刈払機作業等の安全	30分
刈払機の特徴と保守管理	1時間30分
健康管理	30分
災害事例及び関係法令	2時間
講習時間合計	4時間30分
- 8 修了証 後日、事業場に送付いたします。
- 9 注意事項 受講日前に欠席の申し出がない時は受講料は返金致しません。



林材業労災防止協会旭川分会

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階  
TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

